

男性の育児休暇

やました じゅんこ 順子

●ブリストル大学 社会学・政治学・国際学学科 上級講師

生後半年の赤ちゃんを連れて、同僚が職場に遊びに来た。育休中であるが、どうしても出席したい会議があり、赤ちゃん同伴で1時間の会議を乗り切ったらしい。でも残り2週間の育児休暇中は、仕事に関わることはせず赤ちゃんとの時間を楽しむという。育児休暇をとって良かったというこの同僚は、1ヶ月の育児休暇を取得した男性の同僚である。イギリスでは、昨年度から父親を限定とした育児休暇が最低2週間に延長された。その間育児休暇前の給料の9割が育児休暇手当として保障されている。

先進国の一部では、ワークライフバランスを支える育児休暇政策が新たな展開を見せている。育児休業手当の増額、父親に限定された育児休暇期間の設定、取得しない場合には不利になるような制度などを導入することで、男性の育児休暇取得へのインセンティブ (一定の行動を促す動機付け)を高めようとしている。

これまでワークライフバランスや男女平等関連 政策は、女性の雇用を促進及び支援することが中 心であった。女性が労働市場に参加するための保 育サービスの充実、賃金と職位における男女格差 の是正等が政策的課題となってきた。言い換えれ ば、これらの政策は、女性が仕事も育児も両方す ることを「支える」ための政策と言える。一方で、 育児における男女格差を是正しようとするものが、 男性の育児休暇を促進する政策である。男性の育児参加を促すことで、女性が労働市場に参加する時間を確保する目的もあるが、男性の育児休暇政策の理念は、育児(より広くケア)における男女の協働参加なしには、労働市場での男女平等も促進することができないという考えにある。

スウェーデンでは、男女の雇用率だけでなく、 男女の育児休暇取得率が、男女平等政策の効果を 計る指標として採用されるようになったという。 アイスランドでは、法律で定められた9ヶ月の育 児休暇の期間のうち、3ヶ月は父親のみ、3ヶ月 は母親のみ、残りの3ヶ月は両親のどちらが取る ことも可能と言う政策を2000年に導入した。父親 限定の育児休暇期間は母親に移譲することができ ないため、取得しない場合はその分有給休暇を損 失することになる。

韓国でも最近、父親による育児休暇取得の増加を目的とした政策が施行され、取得率が上昇している。韓国の動向は、労働市場の構造、職場の上下関係や長時間労働などの慣習、男女の性別役割労働のあり方が日本と類似している国の例として大変興味深い。韓国では2014年には「パパの月(daddy's month)」と通称呼ばれる政策を施行した。これは、両親共に育児休暇を取る場合、2番目に取る親(多くの場合父親)は3ヶ月間育児休暇を取る前の給料と同額(上限付き)を支給され



るという制度である。

韓国の育児休暇制度は、少子化対策の一環でもある。しかし、実際に育児休暇を利用した男性への調査からは、男性の育児及び家事への関わりや考え方に大きな変化があることが指摘されている。育児をすることによって男性が子供との関係を深めていること、子育てという労働を高く評価するようになり、ワークライフバランスを考え直す傾向にあるという。

男性に限定した育児休暇制度を1990年代に導入したスウェーデン、アイスランド、ノルウェーでは、育児休暇を取得した男性の取得後の子育てや家事の関わりに関するデーターが、蓄積されてきている。これらの調査は、育児休暇を取得した男性の方が、子供と良好で親密な関係を維持し、子育て関連時間また家事労働に関わる時間も、育児休暇を取らなかった父親に比べ長い傾向にあることを明らかにしている。

会社の風土や上司の理解は、男性が育児休暇を 取れるかどうかに、決定的な影響を持つ。しかし、 制度がなければ男性の育児休暇取得の実現は困難 である。介護保険制度施行の前に、「家族が介護 するという習慣がある日本には馴染まない制度 だ」、という議論があったのを覚えているだろう か。

2014年度の育児休業給付金の引き上げにより、

日本の育児休暇制度の期間と給付割合は、他の先 進国と比べても決して低くないが、男性が育児休 暇を取得するインセンティブが制度上組み込まれ ていない。育児は女性の仕事という考えが根強い 日本のような社会では、特に制度的に男性の育児 参加を支援していく必要がある。また育児休業給 付金を非正規雇用者及び非雇用者にまで拡大し、 育児をする権利を雇用の有無・形態に関わらず支 えることが必要である。

女性も最初から母親なのではなく、子供を産み 育てていく過程で「母親」になっていくという。 男性も親となる時間と経験が必要だ。カナダの社 会政策学者カーショーは、「父親は能力がないの でも怠けているのでもなく、現存の社会制度が就 業は義務付けているが育児参加を義務付けないた めに、父親たちは母親の育児労働に「ただ乗り」 しているのだ」と指摘する。

男性の育児休暇制度は、共に稼ぎ共にケア(育児・介護)する社会(Dual earner and dual career society)への中核的な政策と考えられている。急速な労働者人口の減少と少子化が続く日本の今後の社会を構想していく上で、男性の育児参加は鍵となるだろう。